

平成 31 年 2 月 14 日 報道提供資料

大阪市こども青少年局
(幼児教育の無償化全般に関すること)
(認可外保育施設の補助金・給付金の支給に関すること)
担当：保育企画課
(幼稚園就園奨励費の助成に関すること)
担当：幼稚園運営企画担当課
(認可外保育施設の対象施設の選定に関すること)
担当：保育・幼児教育センター
大阪市福祉局
(児童発達支援事業等の利用者負担に関すること)
担当：障がい支援課

「子どもの教育・医療 無償都市大阪」をめざした取組を進めます
—すべての子どもが等しく教育を受けられる環境づくり—

■ 幼児教育の無償化

幼児期は、生涯にわたり自己実現をめざし、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期であり、この時期にこそすべてのこどもたちが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要です。

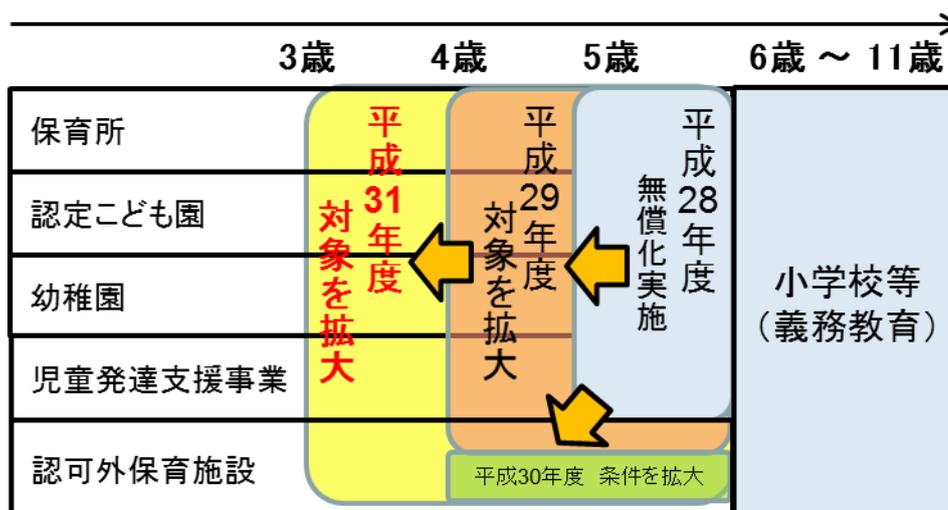
このような考え方から、本市では国に先駆けて 2016 年度（平成 28 年度）から幼児教育の無償化に取り組んでいます。

2016 年度（平成 28 年度）に保育所・幼稚園等を利用する 5 歳児を対象に実施し、2017 年度（平成 29 年度）に 4 歳児まで対象を拡大しましたが、**2019 年（平成 31 年度）4 月から、さらに取組を広げ、3 歳児まで対象を拡大します。**

2019 年（平成 31 年）10 月からは、国の無償化が開始されますので、国に先駆け実施した本市の取組については、国の無償化として実施されます。なお、国の無償化の対象外となる保育所保育指針等に準拠した一定の教育の質が認められた認可外保育施設や特色ある教育を行っている認可外保育施設を利用する保育の必要性のないこどもについては、引き続き、本市独自の取組として無償化を実施していきます。

1 2019年（平成31年）4月～9月

大阪市の幼児教育の無償化を3歳児まで拡大します。



○認可保育所・幼稚園等の無償化の内容については、2016年度（平成28年度）以降同じ

- ・世帯の所得等に応じて設定されている保育料について、
幼稚園等保育料（1号認定）は、世帯の所得等に関係なく保育料を無料【1】
保育所等保育料（2号認定）は、保育料のうち、世帯の所得等に応じた教育費相当額を無料【2】
- ・新制度に移行していない私立幼稚園等は、世帯の所得等に関係なく、年額308,000円を上限に、支払った保育料等に対して、就園奨励費を助成【3】
- ・児童発達支援事業では個々の障がいの特性に応じて、就学前期間に療育を行い、幼稚園・保育所等と同様の支援を実施しているため、世帯の所得等に関係なく利用者負担を無料【4】

○認可外保育施設の無償化の対象となる子どもや対象施設の要件、金額等については、2018年度（平成30年度）と同じ【5】

・対象

(1) 利用保留児童（認可保育所等への入所を申し込んでいたが利用保留となり、やむを得ず認可外保育施設を利用している児童）が、認可外保育施設指導監督基準（注）を満たす旨の証明書等（以下、「証明書等」とする。）を交付されている認可外保育施設を利用する場合

（注）国通知に基づく保育内容、施設整備等に係る指導監督基準

(2) 利用保留児童以外（保護者が当初から認可外保育施設の利用を希望していた場合等）が、証明書等を交付され、かつ、保育所保育指針等に準拠した一定の教育の質が認められた認可外保育施設を利用している場合

(3) (1)、(2)の場合以外で、利用保留児童以外が、証明書等を交付され、かつ、特色ある教育を行っている認可外保育施設を利用している場合

・金額 保育料の半額（教育費相当額） ただし、年額上限308,000円

・支給方法 保護者からの申請に基づき、年度末頃交付

※対象の(2)及び(3)については、10月以降も本市独自の取組として実施

【参考】認可外保育施設に係る対象児童及び対象施設

	利用保留児童	利用保留児童以外の児童	
証明書等 交付施設	○ 平成29年度から実施	保育所保育指針等に準拠した一定の教育の質が認められた施設	○ 平成29年度から実施
		特色ある教育を行っている施設	○ 平成30年度から実施
		上記以外	×
証明書等 交付施設 以外	×	×	

2 2019年（平成31年）10月～2020年3月

国の幼児教育の無償化が開始されます。

○国制度の無償化の対象となるこども、対象施設、金額等

- ・3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児が対象
- ・世帯の所得等に応じて設定されている保育料について、
幼稚園等保育料(1号認定)は、世帯の所得等に関係なく保育料を無料【6】
保育所等保育料(2号認定)は、世帯の所得等に関係なく保育料を無料【7】
保育所等保育料(3号認定)は、住民税非課税世帯のこどもに限り、保育料を無料【8】
- ・新制度に移行していない私立幼稚園等は、世帯の所得等に関係なく、月額25,700円(年額308,400円)を上限に、支払った保育料等に対して交付【9】
- ・幼稚園の預かり保育では、保育の必要性の認定を受けたこどもを対象に、世帯の所得等に関係なく、月額11,300円(住民税非課税世帯の満3歳児は16,300円)を上限に、支払った保育料等に対して交付【10】
- ・児童発達支援事業に加え、保育所等訪問支援・障がい児入所施設では、世帯の所得等に関係なく3～5歳児の利用者負担を無料【11】
- ・認可外保育施設、一時預かり事業(幼稚園型以外)、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、世帯の所得等に関係なく、合算して月額37,000円(住民税非課税世帯の0～2歳児は42,000円)を上限に、支払った保育料等に対して交付【12】

○大阪市と国の幼児教育無償化の主な内容

対象となる子ども	対象施設	4月～9月	10月～	
		市独自	国制度	市独自
保育の必要性がある 3～5歳児	保育所 認定こども園	○ 【2】保育料のうち、教育費 相当額を無料	○ 【7】保育料を無料	/
	認可外保育施設	○（注1） 【5】保育料の半額を補助 年額308,000円上限	○（注2） 【12】月額37,000円（年額 444,000円）を上限	
	幼稚園の預かり保育	×	○ 【10】月額11,300円（年額 135,600円）を上限（注3）	
保育の必要性がない 3～5歳児	新制度に移行している幼 稚園、認定こども園	○ 【1】保育料を無料	○ 【6】保育料を無料	
	新制度に移行して いない幼稚園	○ 【3】年額308,000円を上限	○ 【9】月額25,700円（年額 308,400円）を上限	
	認可外保育施設	○（注1） 【5】保育料の半額を補助 年額308,000円上限	×	
保育の必要性がある 0～2歳児 （住民税非課税世帯の み）	保育所 認定こども園	×	○ 【8】保育料を無料	/
	認可外保育施設		○（注2） 【12】月額42,000円（年額 504,000円）を上限	
療育の必要性がある 3～5歳児	児童発達支援事業	○ 【4】利用者負担を無料	○ 【11】利用者負担を無料	
	保育所等訪問支援 障がい児入所施設	×	○ 【11】利用者負担を無料	

（注1）対象は、前述の【参考】認可外保育施設に係る対象児童及び対象施設のとおり

（注2）一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象

（注3）住民税非課税世帯の満3歳児は月額16,300円を上限

【平成 31 年度予算額 77 億 7,600 万円】 拡充